

民生文教常任委員会

1 開 議 令和2年12月7日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第116号 大田原市保育所条例及び大田原市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第117号 大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第118号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第119号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第120号 大田原市都市公園条例及び大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第121号 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第122号 大田原市柔道事故調査委員会条例を廃止する条例の制定について

日程第 8 議案第126号 那須野が原ハーモニーホールの指定管理者の指定について

日程第 9 陳情第 4号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情書について

日程第10 民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

民生文教常任委員会名簿

委員長	大豆生田	春	美	出席
副委員長	高 崎	和	夫	出席
委員	秋 山	幸	子	出席
	鈴 木		隆	出席
	深 澤	正	夫	出席
	菊 池	久	光	出席
	君 島	孝	明	出席

当 局	保 健 福 祉 部 長	村 越	雄 二	出席
	市 民 生 活 部 長	植 竹	剛	出席
	教 育 部 長	大 森	忠 夫	出席
	保 育 課 長	遅 沢	典 子	出席
	高 齢 者 幸 福 課 長	吉 成	均	出席
	国 保 年 金 課 長	藤 沼	誓 子	出席
	生 活 環 境 課 長	松 浦	正 男	出席
	学 校 教 育 課 長	明 澤	伸 宏	出席
	文 化 振 興 課 長	長 谷 川	操	出席
	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	熊 田	明 美	出席

事 務 局	植 竹	広	出席
-------	-----	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大豆生田春美君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、保育課長、高齢者幸福課長、市民生活部長、国保年金課長、生活環境課長、教育部長、学校教育課長、文化振興課長、スポーツ振興課長であります。

◎議案第116号 大田原市保育所条例及び大田原市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第116号 大田原市保育所条例及び大田原市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 議案第116号につきましては、所管であります保育課長が同席しておりますので、保育課長のほうから説明のほうをさせていただきます。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 議案第116号 大田原市保育所条例及び大田原市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

資料は、タブレットの52ページからでございます。54ページの議案書補助資料も併せて御覧ください。令和3年4月1日から、ゆづかみ保育園が民営化されることになりました。それに伴いまして、ゆづかみ保育園について規定しております2本の条例の一部を改正するものであります。

第1条は大田原市保育所条例、第2条は大田原市子育て支援センター条例の一部改正であります。新旧対照表によりご説明いたします。

55ページを御覧ください。第1条、大田原市保育所条例の改正でございます。別表中の「大田原市ゆづかみ保育園」の項を削除するものであります。

続きまして、56ページを御覧ください。第2条、大田原市子育て支援センター条例の改正でございます。第2条中、「別表」を「次」に改めまして、「名称、しんとみ子育て支援センター、位置、大田原市新富町3丁目6番8号」を加えます。次に、別表を削除いたします。

53ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものといたします。

以上で大田原市保育所条例及び大田原市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） ゆづかみ保育園民営化に伴いまして、磯島学園から、学園はゆづかみの運営方針を継続するというふうにお聞きしておりますけれども、ゆづかみ子育て支援センターが表記から消されまして、それによって影響がありますかどうかお聞きします。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） ゆづかみ子育て支援センターにつきましては、現在と同様の内容で、開館の日程、保育の内容も同様に運営を続けることとなります。磯島学園さんのほうで、こちらも民間の法人が運営することとなります。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） 私のほうから2点。

まず、1点目なのですが、今回の条例改正という形なのですが、112号で職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例が上程されていますけれども、参考までにちょっと聞いておきたいのですが、派遣される職員さんの待遇というか処遇というか、それはどのような形、今までと同じような形になるのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 園長1名と保育士4名を2年間派遣する予定としております。職員の身分は、あくまでも市職員としたまま民間法人への派遣となります。派遣期間中は、給与が法人から支給されます。市町村職員共済組合員の身分及び退職手当を管轄いたします総合事務組合の組合員としての身分も、市職員とそのまま同様ということになります。2年間の職員の派遣によりまして、法人の運営が落ち着いた後には、公立保育園のほうへまた復帰することになっております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） 同じく参考までに聞いておきたいのですが、2年間、令和5年3月31日までの2年間ということなのですが、その後はどのような形で考えていらっしゃいますか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） ご本人の希望にもよるかとは思いますが、そのまま民間の法人に勤務したい場合は、市の職員を退職して民間に、法人のほうへ就職する方ももしかするといつかもかもしれませんが、その希望がない場合は、復帰するということとなります。その間に退職される方もいる予定なのですが、それも法人と個人との話合いで、市の職員の身分は退職すればなくなりますが、法人のほうにそのまま雇用できるのであれば雇用していただくことになると思います。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(発言する人なし)

○委員長(大豆生田春美君) 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第116号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(大豆生田春美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第116号 大田原市保育所条例及び大田原市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第117号 大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(大豆生田春美君) 次に、日程第2、議案第117号 大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長(村越雄二君) 議案第117号におきましても、所管しております高齢者幸福課長が同席しておりますので、高齢者幸福課長のほうから説明のほうさせていただきます。

○委員長(大豆生田春美君) 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長(吉成 均君) 議案第117号 大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

タブレットの59ページを御覧ください。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の制定に伴いまして、居宅介護支援事業所における管理者要件につきまして、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日まではその適用を猶予する経過措置が設けられておりましたが、経過措置期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、やむを得ない理由により、主任介護支援専門員の確保が困難である場合につきまして、介護支援専門員を管理者とする取扱いが可能とされました。このことによりまして、大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例につきまして、関係する部分を改正するものであります。

タブレットの60ページの新旧対照表及び62ページの資料を併せて御覧ください。改正点は2点でございます。第6条第2項の改正は、現行、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーでなければならないとされておりますが、改正後は、地域の実情によって、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合は、管理者を従来どおり介護支援専門員、ケアマネジャーとする取扱いが可能とするものであります。

次に、附則の第2項、管理者に係る経過措置の改正は、現行は、「平成33年3月31日」を読み替えまして、令和3年3月31日までは従来どおり介護支援専門員を管理者とする経過措置となっていますが、改正後は、経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長し、管理者を介護支援専門員とできる条件を「令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員が管理者になっておらず、引き続き従来の管理者が管理者を続ける場合に限り」とするものであります。

新たな条件は、61ページの附則第3項として新設いたします。

58ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則の次の1項を加える改正規定は、公布の日から施行するとします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明君） 主任介護支援専門員ですが、現在の不足状況と今後の不足する人数とか、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） すみません、挙手でお願いします。

高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 主任のケアマネジャーの数は、申し訳ないですけれども、また後で事務局のほうに連絡いたします。大田原市内では現在22の事業所がございます。

（何事か言う人あり）

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 後日事務局のほうに。お調べします。

○委員長（大豆生田春美君） 君島委員。

○委員（君島孝明君） 多分不足すると思われるとなっていると思うのですが、介護支援専門員が主任介護支援専門員になるのに、たしか一定期間の経験と研修を受けなければなれると思うのですが、栃木県では何年の経験が必要なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 特別な資格試験はありませんが、一定の実務経験及び主任介護支援専門員の研修の受講が求められておりまして、ケアマネジャーとして勤務していた期間が通算で5年以上の方、ケアマネジメントリーダー養成研修を修めた人で、さらにケアマネジャーとして働いた期間が通算して3年以上である方を対象としております。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 59ページの説明資料でございます。議案の概要の中に「やむを得ない理由」がキーワードとして入っておりまして、やむを得ない理由ということでどのようなことが挙げられるのかご説明をお願いいたします。質問いたします。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） やむを得ない事業、不測の事態ということで、これは保険者において個別に判断をすることとなっております。想定される例としては、ケアマネジャーが亡くなった、あと健康上の問題が発生して長期療養などで続けられない。あと、急な退職及び転居してしまうということで、

そういうものが想定されます。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 別の質問ですけれども、この手続です。今回の案件は2つありまして、人材確保要件の経過措置ということで、令和9年3月31日まで延長するものと、やむを得ない場合で、その確保ができない場合には、管理者とする、介護支援専門員を管理者として扱うということ、2つあったと思うのです。それぞれの手続です。具体的にどのようにその手続をすればいいのか。既に経過、1つ目のほうは自動延長でいけるのか、それとも新たにその手続をしなければいけないのか、このような手続、どうすればいいのか教えてください。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 自動延長ということでなっております。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 介護支援専門員ということで、その方が管理者となる扱いが可能ということですが、上の仕事につくため、賃金の引上げはあるのでしょうか、お聞きします。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 各施設の状況によりましてだと思います。

（何事か言う人あり）

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 施設の状況で。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） 先ほどの説明の中で、主任介護支援専門員が……5年の研修が必要だという説明があったかと思うのですけれども、今回この延長は6年ということになっていますが、3年から9年ですから6年ですよ。6年間の延長という……6年ですよ。先ほど5年と6年の、5年過ぎたらば、もしかしたら主任の代替というか、研修を受ければそれになれるということだったと思うのですけれども、6年という1年は、何かそこには問題があるのですか。

○委員長（大豆生田春美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） お答えいたします。

先ほど高崎委員が言いました6年でなくて、令和4年からですので、4、5、6、7、8年度で9年の3月31日ですので、延長はあくまでも5年間ということですので。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 先ほどの質問の中で、君島委員の質問にお答えがないので、はっきりしたことを申し上げられないところがあるのですけれども、恐らくこの制度自身なかなか、いろいろな兼ね合いの中で、厳しい状況の中で設けられている数だと思っております。ということは、現状として実際に資格を取らなければいけない。それから、研修も必要になってきますので、この辺りの費用がやはり一つ課題だということではいるのですけれども、本市における現状をよく把握していただいて、不足している今後の人数であるとか、それからなぜそういう状況にあるかというところを探っていただいた上で、しかるべき支援、

全額とはいいませんけれども、研修費用の一部を支援するとか、何かその辺りが、どこら辺のところがりぎりなのかというところはよく見極めていただいて、今後の、ある面でその質が保たれませんか、非常に大切な分野ですので、市民が困りますので、ぜひその辺りの検討をお願いしたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第117号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第117号 大田原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第118号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第3、議案第118号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛君） 議案第118号につきましては、議会本会議におきまして議案上程の際に概略を私のほうから説明させていただいたところがございますが、本日は担当の国保年金課長が出席しておりますので、改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○保育課長（藤沼誓子君） それでは、議案第118号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

資料のほうは、タブレット70ページをお開きください。議案補助資料については、65ページをご参照ください。まず、改正の趣旨でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されまして、個人所得課税の見直しに伴う本市国民健康保険税における減額措置が必要となりました。また、公的年金等に係る軽減判定所得基準を見直す課税の特例の規定整備も必須となりました。さらには、令和2年度の国の税制改正によりまして、租税特別措置法に低未利用土地等を譲渡した場合の課税の特例が創設されたことに伴いまして、地方税法の一部が改正されましたので、大田原市国民健康保険税条例の関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表のほうでご説明させていただきます。初めに、66ページをお開きください。第20条の国民健康保険の減額につきましては、改正地方税法の令和3年1月1日施行となります給与所得控除や公的年金控除の引下げとともに、基礎控除の引上げという個人所得課税の見直しに伴いまして、所得情報を用いまして算定されます国民健康保険税に負担増が生じないように、規定を整備するものでございます。

第1号は、均等割の7割軽減についての規定となっております。

新旧対照表、次ページ、67ページでございますが、第2号は、均等割5割軽減における規定になります。

続きまして、第3号は、均等割2割軽減の判定基準の所得についての改正でございますが、第1号から第3号まで、いずれも基礎控除額は住民税の基礎控除額を用いますので、33万円から43万円に変更いたします。また、給与所得者等が2人以上同一世帯にいる場合には、総所得金額が人数に比例し増えますので、軽減判定基準にその給与所得者数から1を減じ、10万円を乗じまして個人所得課税の見直し前と同様の水準で軽減判定を行うようするものであります。

続きまして、67ページから68ページの附則第3項であります。公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、65歳以上の公的年金受給者の年金額に係る均等割を算出する上での特別控除は、110万円を125万円となるよう読み替えるものでございます。

続きまして、附則第5項及び69ページになりますが、第6項になります。長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例としまして、個人が保有期間5年を超える都市計画区域内の低未利用土地等を譲渡した場合で、地上物を含めた譲渡価格が500万円以下の要件を満たすと、その譲渡所得に100万円を上限とする特別控除が創設されましたので、国保税の算定においても規定を整備するものであります。

64ページ改正文にお戻りください。附則としまして、第1項、施行期日は、令和3年1月1日から施行するといたします。

第2項、経過措置としまして、この条例による改正後の大田原市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるといたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） この変更は、国の制度の中によるものでございますけれども、令和3年度予算に対する影響、これを伺いたいと思います。

歳入が、ある面では減ってくるのか増えるのか。それから、いろいろ一般会計予算から繰入れをしなければいけないのか、どういふようになっていくのかというところのあらましが、今精査中であると思うのですが、大きな変更を伴うような見込みであるのか、ほぼほぼ変わらないのであるか、この辺りもし試算しているようでしたらお教えてください。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤沼誓子君） お答えいたします。

今の鈴木委員のご質問でございますが、予算に関する影響と申しますのは、基本的に国保税というのは住民税の課税状況を基に算出することになりますので、今現在のところは、試算等は行えない状況でございます。

それと併せまして、一般会計の繰り出しにつきましても、一般会計から繰り出すものというのは事務費とか療養費になりますが、それについても、今現在、来年度の予算要求につきましても、当初予算の見積書を提出してございますが、まだ決定と申しますか、財務部長のヒアリングもこれから控えてございます。

ので、それについてもまだ読めない状況でございます。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） あくまでも確認をさせていただきたいのですけれども、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に関する課税の特例ですけれども、都市計画区域内と先ほど説明があったと思うのですが、これは多分所得税とか住民税の特例措置なんかも、これと、地方税制に合わせてなので、都市計画区域内なのですが、こちらの本条例も同じく都市計画区域内ですから、旧大田原のみと、黒羽、湯津上は該当しないという形の考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤沼誓子君） お答えいたします。

条例上は都市計画区域内となっておりますので、私ども国保税のほうも、それに合わせて条例の制定、整備をしたというところでございまして、実際その判定をするのは都市計画課のほうでということでは私どものほうは認識しておりますので、それについては申し訳ございません、はっきり国保年金課としてはお答えできない状況でございます。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 確認したいのですけれども、大田原市の国保は所得割と均等割がありまして、これは均等割の軽減ということで。

○委員長（大豆生田春美君） 国保年金課長。

○国保年金課長（藤沼誓子君） 均等割の軽減の基準にも関わりますが、所得税のほうの、33万円から43万円に住民税のほうの所得税の基準が変わりますので、その影響はございます。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（発言する人なし）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第118号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第118号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第119号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第4、議案第119号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（植竹 剛君） 議案第119号につきましては、本会議におきまして議案上程の際に、概略を説明させていただいたところでございますが、本日は担当の生活環境課長が同席しておりますので、改めてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） それでは、私のほうからは、議案第119号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

資料73ページ、議案補助資料を御覧いただきたいと思います。現在の火葬場、火葬棟は、昭和63年に整備したもので、32年が経過し、老朽化が進んでいる状態です。施設、設備の維持管理費の増加に伴いまして、受益者負担の考え方に基つき、これまで無料としていた本市市民であっても、使用料を負担していただくこととして、死亡者が本市の住民の区分の使用料を徴収するため、改正を行うものです。また、死亡者の火葬とは別に、身体の一部などの火葬を行っておりますが、その区分の表現を「汚物」としておりましたが、以前に利用者の方から指摘もあり、今回の条例改正を機に、併せて改正するものです。

詳細につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。74ページ、75ページ、別表第3条関係を御覧ください。旧区分において、死亡者が本市の住民の使用料区分について、これまでは無料としていたものを、大人5,000円、小人2,500円、死産児1,500円と旧西那須野町及び旧塩原町の区域の住民の半額に設定いたします。

次に、現行では別表の2として、汚物炉使用料を規定しておりましたが、「汚物」という表現を変更すること、また現在は汚物炉は使用しておらず、通常の火葬炉を使用していることから、別表の2の表を削り、1の表に統合し、「死産児」の次に「身体の一部、胞衣等」として新設挿入いたしますが、単位及び使用料には変更はありません。

なお、表の統合により、現行の表の1では、「死亡者」としておりました第3条本文及び別表中、対象者の区分欄を全て「死亡者または使用者が」といたします。また、身体の一部を火葬する場合、申請者と使用者が異なる場合がありますので、別表欄外に「備考」として、「この表において使用者とは、自己の身体の一部、胞衣等を火葬する者をいう」と説明を加えます。

そのほかとしまして、第2条第2項と第3条第1項「あつて」を促音、小さい「っ」に、第3条第1項「申請人」を「申請者」、別表内の区分欄の漢数字を算用数字に、同別表内の金額に「円」を加え、表外上部の「（単位円）」を削ります。

72ページの改正文にお戻りください。附則第1項として、本条例の施行期日は、令和3年4月1日から施行するとし、第2項経過措置として、施行の日前に火葬場の使用許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例によるものとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） これは、とても難しいことではないかなと思うのですけれども、例えば以前は汚物となっていたものが、自分間の身体の一部とか、そういったことに書き換えられているというところには感情的なものも入ってくると思うのですけれども、以前は13歳未満とか、それから死産の場合は無料であったものが、悲しみがある中で有料になっていくというのが、ちょっとどうなのかなという、子育て支援の観点からも感情的にどうなのかなというのが出てくると思うのですけれども、この辺は全然考えずにこのような有料化になったのか、あるいは近隣の市や町で無料化をこれまでも、それからこれからも継続しているところがあるか何かをお知りでしたら教えてください。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 今回の有料化につきましては、説明をいたしましたとおり、老朽化が進んでいる状態である施設、設備の維持管理費の増加、こういったものがありまして、当局としましても財政がかなり厳しい中ということで、今回の受益者負担の考え方に基きましての有料化としたところであります。

また、県内の火葬場の使用料の状況ですが、県南あるいは県央、こちらについては火葬料を無料としているところがあるのですが、県北につきましては有料化で、近くですと那須町、那須塩原市、旧黒磯ですね、そちらのほうは大人5,000円、子供3,000円、死産児2,000円というような設定になっております。県内で有料となっている市町といたしますか、火葬場については8か所、無料となっている火葬場は4か所となっているような状況です。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） 今回の維持管理費の多額の費用というようなことでの料金改定ということですが、それで今回の料金改定でどのぐらいの費用が、利用料として今見ているのか、その辺をちょっとお願いできればと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 令和3年度の予算として考えておりますのは、件数としましては、856件程度、収入としましては424万7,000円を、予算といたしますか、予定、見込んでいるところです。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員。

○副委員長（高崎和夫君） 今までの、例年と比べて、今3年度に対する予算ということですが、今までと比べるとどのぐらいの増収を考えているか。例年、今までの利用料の無料の部分から今度値上がりになるわけですから、その分の差額としてどのぐらいを見込んでいるのか。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 今まで無料となっていたところに有料ということですので、総額427万円、420万円程度は増額、収入として増えていると考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 深澤委員。

○委員（深澤正夫君） この料金の設定は、何か基本があって5,000円に、2,500円、1,500円、1,000円という、何か根拠があってやっているのか、隣接市町村を参考にしてやったのか、ちょっとその辺聞きたい。

○委員長（大豆生田春美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（松浦正男君） 近隣の例えば那須町1,000円、そちらのほうも参考にさせていただきました。それと今現在大田原市火葬場を使っております旧西那須野町、旧塩原町の金額の半額程度とすることで今回の料金を設定させていただきました。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） やはり老朽化のために受益者負担ということで、こういう……大変悲しみの中での有料化というのはちょっと納得できないなというふうに思うのですけれども、こういったことを説明していく場合には、十分その辺をおもんばかって説明していただきたいというふうに思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第119号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第119号 大田原市火葬場条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第120号 大田原市都市公園条例及び大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○教育部長（大森忠夫君） 本日は大変お世話になります。本日出席している教育部の職員を紹介いたします。

学校教育課長、明澤課長です。

○学校教育課長（明澤伸宏君） よろしく申し上げます。

○教育部長（大森忠夫君） 文化振興課、長谷川課長です。

○文化振興課長（長谷川 操君） よろしく申し上げます。

○教育部長（大森忠夫君） スポーツ振興課、熊田課長です。

○スポーツ振興課長（熊田明美君） よろしく申し上げます。

○教育部長（大森忠夫君） それと、教育部長の大森です。本日はよろしく申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第5、議案第120号 大田原市都市公園条例及び大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（大森忠夫君） 議案第120号 大田原市都市公園条例及び大田原市黒羽運動公園の設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、スポーツ振興課長からご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（熊田明美君） それでは、私から議案第120号 大田原市都市公園条例及び大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料78ページ、議案書補助資料を御覧いただけますか。大田原市都市公園条例及び大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、施設の老朽化のため、利用者の安全性を確保するには大規模改修が必要になることから、既存施設の有効活用と併せて総合的に判断し、美原公園及び黒羽運動公園の水泳プールを廃止するため、関係部分を改正するものであります。

ページを1ページお戻りいただきまして、77ページを御覧ください。改正条文でございます。第1条において、大田原市都市公園条例の一部改正を、第2条において、大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正を規定しております。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、79ページを御覧ください。まず、第1条関係です。別表第1中、有料公園施設から「水泳プール」を削ります。また、別表第3中、水泳プールの表を削り、「5、相撲場」の表を「4、相撲場」の表とし、「6、サッカーコート」の表を「5、サッカーコート」の表とし、次のページ80ページに進んでいただいて、「7、ソフトボール場」の表を「6、ソフトボール場」の表と改めます。

続きまして、81ページ、第2条関係を御覧ください。第3条第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号と改めます。また、別表第1中、「5、水泳プール」の表を削り、82ページに進んでいただきまして、「6、キャンプ場」の表を「5、キャンプ場」の表と改めます。

議案書77ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第120号の説明を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明君） 廃止するという事なので、いつ取り壊すのか予定が分かれば教えていただきたい。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（熊田明美君） 議会の答弁でも何度かご答弁を差し上げておりますが、解体に当たりましては、両施設合わせて1億円ほどかかる見込みということから、今の財政状況ではなかなか難しいということがございますので、財政状況が改善する見込みができた時点で検討してまいりたいと考えております。

○委員長（大豆生田春美君） 君島委員。

○委員（君島孝明君） そうしますと、今あるプールがそのまま放置状態になるということではよろしいのですか。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（熊田明美君） 基本的には、もう水を抜いておりまして、公園内の施設に両方なりま

すので、目視等の管理は引き続き行っていくということになります。よろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 先ほどの答弁がございましたけれども、やはり子供たち、特に入らないような管理、これをしっかりお願いしたいなと思います。なかなか予算上は厳しいというお話はございますけれども、様々な工夫もあろうかなと思いますので、撤去と、それから再利用、こちらの検討のほうは引き続きやっ
てくださっているとは思いますが、重ねてお願いしたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第120号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第120号 大田原市都市公園条例及び大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第121号 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第6、議案第121号 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（大森忠夫君） 議案第121号 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、スポーツ振興課長からご説明を申し上げますので、よろしく
お願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（熊田明美君） それでは、議案第121号 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたしますので、資料85ページ、議案書補助資料を御覧ください。

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和2年3月31日をもって閉校となりました、福原小学校のグラウンド及び体育館を学校跡地運動場として一般開放するため、関係部分を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、86ページを御覧ください。別表第1、佐久山運動場の項の次に、「名称、福原運動場、施設、多目的運動場、体育館、大田原市福原1132番地」を追加いた

します。

84ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第121号の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 学校跡地の運動場として一般開放ということなのですが、使用時の申込みや、それから団体の登録をして使いますとかいうと思うのですが、その申入れはどこにしたらいいのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（熊田明美君） 旧大田原市大田原地区の学校跡地運動場につきましては、県北体育館スポーツ振興課の管理係が窓口となります。そのほかにも学校跡地運動場、黒羽地区にも4校ございますが……もっとありました。失礼しました。そちらについては管理事業係が窓口となります。基本的には、学校開放と同じような利用形態で、団体の登録と利用申請、申込み等になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 手続は分かりましたので、利用料は、これは無料でしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（熊田明美君） 学校開放と同じですので、跡地運動場の利用につきましても無料となっております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 本件については、小学校の閉校ということでございましたけれども、この利用につきましては、地域のにぎわいですね、地域のにぎわいをという観点で非常に重要だと思います。さらに、本件の施設の利用ということは、生涯スポーツ、これはいろんな意味があります。健康増進とか、いろんなことが有益でありますので、この利用の周知ということで、ぜひ広報などを使いまして広くお知らせをお願いしたいかと思えます。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第121号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第121号 大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第122号 大田原市柔道事故調査委員会条例を廃止する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第7、議案第122号 大田原市柔道事故調査委員会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（大森忠夫君） 議案第122号 大田原市柔道事故調査委員会条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、学校教育課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（明澤伸宏君） では、議案第122号 大田原市柔道事故調査委員会条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

89ページ、議案書補助資料を御覧ください。大田原市柔道事故調査委員会条例を廃止する条例の制定につきましては、平成28年8月7日に、大田原中学校の柔道部の部活動中に発生した生徒負傷事故を受け、事故の事実関係を調査するとともに、事故の再発防止に関する提言を行うことを目的として、平成28年10月に大田原市柔道事故調査委員会を設置し、平成29年9月に同委員会から大田原市立中学校柔道事故調査報告書の提出を受けました。

このたび10月30日の第5回市議会臨時会におきまして、柔道事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する議案のご議決を賜り、同日付で相手方との和解が成立いたしました。委員会の設置目的である事故の事実関係の調査及び事故の再発防止の提言を受け、学校において事故の再発防止策が取られていること、かつ相手方との和解が成立したことから、本条例を廃止するものであり、併せて附則において同委員会委員等の報酬を規定する大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表により説明を申し上げますので、90ページ、新旧対照表、附則第2項関係を御覧ください。別表中「柔道事故調査委員会委員、日額1万5,000円及び柔道事故調査委員会委員の選考方針検討会議委員、日額1万5,000円」の項を削ります。

議案書88ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するとしており、併せて第2項で大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することを規定しております。

以上で議案第122号の説明を終わりにします。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（発言する人なし）

○委員長（大豆生田春美君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（発言する人なし）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第122号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第122号 大田原市柔道事故調査委員会条例を廃止する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第126号 那須野が原ハーモニーホールの指定管理者の指定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第8、議案第126号 那須野が原ハーモニーホールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（大森忠夫君） 議案第126号 那須野が原ハーモニーホールの指定管理者の指定についてにつきましては、文化振興課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 文化振興課長。

○文化振興課長（長谷川 操君） それでは、議案第126号 那須野が原ハーモニーホールの指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書及び補助資料の219ページ、議案補助資料を御覧ください。那須野が原ハーモニーホールにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、これまで指名、いわゆる非公募による指定によりまして、公益財団法人那須野が原文化振興財団が管理運営を行ってまいりました。令和3年3月31日をもちまして5年間の指定管理の期間が満了となるため、改めて同財団を指名いたしまして、公の施設指定管理者選定委員会において評価、選考しました結果、指定管理者の候補者に決定いたしました。

これによりまして、地方自治法第244条の2第6号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設の名称は那須野が原ハーモニーホール、その所在地は大田原市本町1丁目2703番地6、指定管理者となる団体の名称及び代表者は、公益財団法人那須野が原文化振興財団理事長、津久井富雄、その所在地は大田原市本町1丁目2703番地6であり、指定管理の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

選定の経過を申し上げますと、指定管理者の候補者の選定に当たりましては、同財団は同ホールの開館当初から管理運営を受託するものとして、本市と当時の西那須野町、現那須塩原市でございまして、共同出資して設立された団体でございます。平成18年の指定管理者制度の導入以降も、専門的な企画運営力を蓄積しながら適切に管理運営を行っており、これまでにパイプオルガンを整備するなど十分な成果も上げていることから、大田原市の公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第5条及び同条例施行規則

第5条第1項第1号の規定に基づきまして、同財団を指名したところでございます。

次に、220ページの添付資料番号1の令和2年度公の施設指定管理者選定委員会の結果についてを御覧ください。令和2年10月5日に開催されました公の施設指定管理者選定委員会におきまして、指定申請書、事業計画書、収支予算書等の資料の審査及びヒアリングを実施いたしまして、選定基準表によりまして採点が行われました結果、公益財団法人那須野が原文化振興財団は、開館当初から那須野が原ハーモニーホールを運営してきた実績があり、その設置目的を理解し、安定した能力を保持しているとして、指定管理者の候補者として選定されました。

次に、221ページの添付資料番号2の那須野が原ハーモニーホールの管理運営に関する仮協定書を御覧ください。選定委員会における選定結果を踏まえまして、令和2年11月6日付で仮協定を締結し、5年間の指定管理期間と指定管理料の総額の上限を5億1,000万円と定めるとともに、次ページになりますが、222ページからの管理運営業務基本協定を締結しております。基本協定の主な内容といたしましては、年度別協定で指定管理者料及び支払い時期を定めること、また施設の利用料金は指定管理者の収入とすること、毎年度の指定管理料に余剰金が生じたときは、年度末に精算し、返還することなどが定められております。

以上で議案第126号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） ページを書き換えていないので、前のページ、292なので、令和5年度収支予算書というところになります。

その中で、このホールの管理運営に委託するのは、委託料は1億2,000万円になっていますが、その下に補助収入ですか、人件費補助金収入、人件費に関わる補助金ということで7,600万円ありますが、この人件費というのはどこから出るのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 文化振興課長。

○文化振興課長（長谷川 操君） 人件費補助金につきましてでございますが、こちらは大田原市から支出ということになります。その財源内訳は、大田原市並びに那須塩原市から負担金からとして受けたものを合わせまして財団側に交付をしているものでございます。指定管理料には含まれない形、人件費を別枠で補助をしているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 現在新型コロナウイルス感染症、このような状況の中で、市民が音楽を楽しむ機会が減少しているのだと思うのです。こういう中で、音楽というのは、やっぱりコロナ禍に立ち向かう上で大きな力になると思います。また、演奏者にとっても、やっぱり活動の継続というのでしょうか、これの後押しになると思いますので、引き続き市民のニーズの把握と市民の満足度の高い事業実施に留意していただきたいと思います。1点目です。

2点目で以上ですけれども、なかなか今運営が厳しい状況ではないかと思うのです。例えば新型コロナ

ウイルス感染症の状況によっては、事業を延期したりとか中止ということもあると思いますので、公演団体との交渉、これは多分大変厳しい状況の中でやられているのではないかと思います。キャンセル料も発生する可能性もありますので、そういう厳しい状況にもかかわらず、予算的には減額になっておりますので、これは指定管理者のほうから、そういうことをご提案ですので、やりくりつくかと思えますけれども、状況としては座席数の減少ということもありますし、厳しい状況でありますので、これらの観点から、引き締めて運営のほうに一層注力をいただきたいと思います。

以上2点でございます。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 私も、コロナ危機で大変な状況になっているのではないかなということで、お話を聞きに伺いました。そこで担当者の方が、やっぱり文化芸術は、費用対効果がないからといって、やらないわけにはいかない分野だと。文化の意識を高めてもらうためにも大切だというご意見とか話を聞きまして、やはりそういった観点を引き続き持っていただいて、運営に努めていただきたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第126号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第126号 那須野が原ハーモニーホールの指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

ここで、執行部の方には退席していただいて結構でございます。大変にご苦労さまでした。

（執行部退席）

◎陳情第4号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情書について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第9、陳情第4号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

陳情第4号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（植竹 広君） 日程第9、陳情第4号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情書の説明をいたします。

提出者について、住所、宇都宮市戸祭台29—17、栃木県保険医協会内にあります。氏名、栃木県社会保障推進協議会会長、大根田紳氏より出ております。

陳情の趣旨として、疾患や受診科目による制限のない妊産婦医療費助成制度を国の制度として早期に実現するよう国への意見書提出をお願いいたします。

陳情の理由、2018年12月14日「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等

を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が公布されました。

成育基本法は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるよう推進」することを基本理念としております。

また、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とし、自治体は「国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としております。

成育基本法を実現するために、①妊産婦に対し疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」を国が創設する、②国による妊産婦医療費助成制度創設が実現するために、自治体として妊産婦医療費助成制度を拡充することが重要と考えます。

つきましては、国に対し「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書の提出をお願い致します。

次に、栃木県社会保障推進協議会とは、実質保険医協会内にあります。国民の医療を守る運動と開業医の日曜診療と経営権利を守るパートナーとしての役割として、開業医への日曜診療等に関する相談窓口としてなっております。栃木県保険医協会登録者数は、現在791名となっております。開業医の約4割、開業歯科医師の約3割となっております。栃木県内の医師数は約5,400人であります。

保険医協会と医師会の違いとしまして、保険医協会は任意団体となっており、医師会は学術団体となっております。保険医協会と医師会の活動としましては、全く別という活動をしております。本陳情に関する医師会の見解としては、全く関わりがないため、情報としては動きはありません。保険医協会と医師会両団体の加入状況は、活動が全く別のため、加入数は不明であるが、両団体に加入している医師、歯科医師はいる状況であります。

続きまして、妊産婦医療費助成制度とは、妊娠の届けをした月の初日から出産した月の翌月の末日までの妊産婦を対象に、病気やけがなどで医師にかかった場合、医療費の自己負担額を市町が助成する制度です。現状として、現在妊娠中の医療費助成を実施しております自治体は多くありますが、そのほとんどが妊娠中毒症に罹患した場合であり、疾患名が限定されております。疾患や受診科目による制限のない妊産婦医療費助成制度を実施しております自治体は、国内で13道県15市町村にとどまっており、県全体で実施しているのは、全国でも岩手県、茨城県、栃木県、富山県の4県しか行っていない制度です。栃木県では、所得制限はなく、自己負担は、薬局を除く1医療機関ごとに月500円となっておりますが、ほか3県では所得制限を設けております。

また、今回提出されました陳情では、実際に栃木県で行っております妊産婦医療費助成制度を全国的に広め、さらには国の制度として創設するよう求めたものであります。

以上、説明を終わります。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、これより陳情第4号に対する意見を行います。

委員の皆様から意見をお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 制度の概要については、今事務局から説明があったとおりにかと思いますが、私、少

し補足しないといけないのかなと思うのです。

大田原市の場合、栃木県の場合ですけれども、無制限に運用されているわけではないのではないかなと思うのです。この点、やはりしっかり受け止めて検討するべきかと思います。

具体的に大田原市の場合ですと、保険が利かないものということで、差額ベッド代とか、それから任意の予防接種であるとか入院時食事療法であるとか、交通事故とか、そういう例外の部分があるかと思えます。その他ということで、明記はないのですけれども、これは慢性疾患、例えば皆さんよくご記憶かと思えますけれども、慢性の腰痛とか頭痛とか自律神経のようなもの、こういった場合に温湿布とかされると思うのです。それから、疲労回復とかドリンク剤とかサプリメントとか、市販の目薬というのもあります。いろいろ、様々な疾患に対応する療法があるわけですけれども、全てこれは保険の対象かというところと除かれているわけです。

そういうことで、これはいろんな、これまで社会的な理解を得ながらつくり上げてきているかと思えます。そういうことを考えますと、市の制度を制限を外して広げていくということは、財政的な観点もありますけれども、なかなか社会的な理解ということで、どこまでできるのかなというところは非常に懸念するところがございます。

そういうことから、制限は、無制限にやるということについては懸念いたしますので、現状のところ、現行の中で運用するというのは、私は適切ではないかと思えますので、今回の意見書につきましては、提出ということについては懸念を申し上げるということで、ちょっと賛成しかねるところがございます。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 私は、今までは妊娠中毒症とか、そういうことだったのだけれども、疾患名は限定されないでやるということは、例えば国がやることになりますので、市としては軽減できるのではないかなというふうに思います。

私、2019年の9月にやはり妊産婦のことで一般質問しているのですけれども、産後1年未満に亡くなった方の中から、やはり産後鬱なんかで亡くなっている方のデータというのがなかなか把握されていないのです。それなので、これは無制限といたしても、何もかもということではないと思えますので、ぜひこれは、国に求めることは大事なことはないかなというふうに思います。

今日の下野新聞なのですけれども、「コロナ禍で少子化加速」ということで、「早急に妊産婦支援充実を」というのが今日、社説というか論説の中に載っていたのですけれども、こういったものを参考にされて、ぜひ少子化対策のこともありますので、これは採択すべきだというふうに思いますが。

○委員長（大豆生田春美君） ほかにご意見はございますか。

今は、提出するべき、また提出しなくてもいいのではないかという両方のご意見が出ておりますが、それぞれ皆様にご意見を伺いたいと思います。

深澤委員はどのように思いますか。

○委員（深澤正夫君） 鈴木委員の言うように、財政的に今大田原市は厳しい状況なので、ダブリングでやる必要はないかなと思うので、よろしくお願いします。

○委員長（大豆生田春美君） 君島委員はどうでしょう。

○委員（君島孝明君） これは栃木県ではやっているということで、全国的に今後やるかやらないかという

のは、悩んでいるというところもあると思うのですが、それは各県がこれから考えることであると思うのです。ですから、今急いで国に意見書を出すという必要性もないのではないかと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員はいかがでしょう。

○委員（菊池久光君） 今の君島委員の意見と同じなのですが、県のほうでもう既に取り組んでいるという形であれば、現状維持で、提出までは必要ないのかなという気がします。

○委員長（大豆生田春美君） 高崎委員はいかがでしょう。

○副委員長（高崎和夫君） 意見が出ていると思いますけれども、県でやっているというようなこともあって、今現状維持ということであれば、現状維持でいいのではないかと思います。

○委員長（大豆生田春美君） それでは、皆様のご意見を伺いまして、ほかに発言される方はいらっしゃいますか。

（発言する人なし）

○委員長（大豆生田春美君） ないようでありますので、陳情第4号に対する意見は以上で終了いたします。それでは、採決いたします。

陳情第4号は、不採択とすることにご異議ございますか。

（「異議あり」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） それでは、異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

陳情第4号につきまして、採択とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立少数）

○委員長（大豆生田春美君） 起立少数であります。

よって、陳情第4号は不採択とすることに決しました。

◎民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第10、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、別紙の調査事件について、議会閉会中も継続調査したい旨、会議規則第102条の規定に基づき、議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

現在タブレット端末に掲載しましたのは、昨年と同じものを掲載していますが、内容に関し具体的なものを取り上げることもできますので、具体的なものがあれば追加をいたしますし、昨年と同じであれば、このまま提出いたしますので、委員の皆様に一読をしていただき、内容をご確認いただければと思います。

それでは、確認をお願いいたします。

（内容確認）

○委員長（大豆生田春美君） 内容をご確認いただけましたでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 念のためですけれども、新型コロナウイルス対策、対応は、（1）などに含まれるということよろしいですね。

○委員長（大豆生田春美君） 含まれると思います、保健衛生についてでございますので。

その他ございますか。ご確認のほうはよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） それでは、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、民生文教常任委員会の閉会中の継続調査申出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることといたします。

◎散 会

○委員長（大豆生田春美君） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時13分 散会

◎議案第117号への質疑に対する答弁の訂正について

○委員長（大豆生田春美君） 保健福祉部長

○保健福祉部長（村越雄二君） 君島孝明議員の質問と高崎和夫議員の質問に対して、答弁の訂正がございましたので、すみませんがペーパーを用意いたしましたので、よろしくお願い致します。

○委員長（大豆生田春美君） 高齢者幸福課長

○高齢者幸福課長（吉成 均君） 君島孝明委員のご質問で、大田原市の居宅介護支援事業所での主任介護支援専門員の不足している事業所の数ということで、お答えいたします。大田原市内22事業所中、令和2年10月13日現在、17事業所で既に主任ケアマネージャーが管理者となっており、ほか5事業所中2事業所で経過措置期間中に取得予定で、3事業所は検討中ということでございます。

○委員長（大豆生田春美君） 保健福祉部長

○保健福祉部長（村越雄二君） 高崎議員の質問で、経過措置期間の延長が令和3年3月31日から令和9年3月31日の6年間の延長だが、主任介護支援専門員による研修の受講要件が通算で5年と合わないのではというご質問でしたが、そのとき私5年の延長と答えてしまいました。主任介護支援専門員については6年間ありまして、通算5年間の実績及び1年間の主任介護支援専門研修で計6年という事で6年の延長になったということで訂正させていただき、お詫び申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） はい、解散でございます。

午前11時21分 解散